

大阪市告示第764号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和6年6月3日（月）	午前9時30分から 午後9時まで
	令和6年6月10日（月）	
	令和6年6月17日（月）	
	令和6年6月24日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）